

## 平成15年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

平成15年3月11日（火曜日）

### 議事日程

平成15年3月11日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### 出席議員（28名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
22番	広石聖君	24番	今津誠一君
25番	河村龍夫君	26番	藤井正二君
27番	青木岩夫君	28番	深田慎治君
29番	平田豊民君	30番	中司実君

---

### 欠席議員（1名）

23番 久保玄繭君

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	湯浅克彦君
総務部長	中村武則君	総務課長	渡辺知明君
生活環境部長	戸幡昭彦君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	清水義久君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 山下正君 議会事務局次長 中村武文君

---

午前10時 0分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、久保議員であります。

---

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。  
24番、今津議員、25番、河村議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、  
昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより一般質問を行います。2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。

最初に、防府スポーツセンター水泳プール施設の整備改善についてであります。スポーツ振興法では、スポーツ活動を普及するために地方公共団体は、住民が自主的に、積極的に参加できるよう、運動競技会やスポーツ教室、スポーツ行事を実施することによって、青少年のスポーツ、職場のスポーツ、野外活動等の普及に努めるべきとされており、よっ

て住民がスポーツを親しむことを容易にするための条件を整えることが必要であり、そのために施設、設備の整備が不可欠であります。また、スポーツ振興法では、国及び地方公共団体に対し、体育館、水泳プール、その他のスポーツ施設の整備について努力義務が課せられ、本市においても多くのスポーツ施設整備が図られ、積極的にスポーツをする意欲が高揚され、中でも水泳プールは、学校関係、民間施設を合わせると、最も多いスポーツ施設と言えます。

そこでお尋ねいたしますが、スポーツセンター水泳プールは、昭和50年5月に完成し28年が経過していますが、毎年7月20日から8月31日の期間において、年間平均約2万3,000人の方が利用され、水泳教室も好評のようです。しかし、主要施設50メートルプールの側面モルタルは浮き、汚れが目立ち、漏水対策として平成14年に補修工事されましたが、水漏れは止まっていないようです。老朽化が進行していることは言うまでもありません。現状を確認しましたが、きれいなプール環境とは言えません。50メートルのプール施設は新設の時期を迎えていると思いますが、当局はどのように判断し、今後の維持管理及び新設について検討しておられるのかお伺いいたします。

2点目は、利用者の声に、「他市、他県の市民プールと比較され、管理棟の外観が汚れている、室内の天井も雨漏りによって汚い、更衣室は温室状態で暑く、においもきつい。快適に着がえができるよう改善できないものか」といった声が寄せられました。そこでお尋ねいたしますが、管理棟の外観及び室内の快適空間整備と更衣室の改善に、換気扇と扇風機を設置して温度調整を図ってはどうか、お伺いいたします。

次は、向島運動公園の関連整備として、県の港湾施設パラペット、「波返し」と申しますが、記念絵画を創作してはどうか。御承知のように、向島は海に囲まれ、風光明媚な自然環境に恵まれた地域です。その向島の中央に位置する運動公園整備も、整備開始から既に24年が経過し、公園周辺には照明設備や駐車場が整備され、テニスコート6面も平成13年度に完成し、合わせ10面が使用できるようになりました。山側4面のテニスコートは夜間競技用照明設備が設置される予定であり、管理棟も近く設置することが決定しております。今後、ますますスポーツ活動の普及が図られる条件が整った運動公園に近づいたと思います。

また、向島運動公園には、記念植樹が昭和62年より開始され、約450本の植樹が行われ、中でも一番多い樹種は、ソメイヨシノと伺っております。よって春には錦山一面に山桜が咲き、公園と山が自然の調和がとれた桜の名所となりました。

そこでお尋ねいたしますが、向島運動公園整備計画の関連整備として、県道185号、防府停車場向島線、沿岸パラペット、「波返し」と申しますが、運動公園付近、約800

メートルに記念絵画、壁画を描いてはどうでしょうか。例えば、パラペットの幅を1区画4メートルに区切り、大きなパネルキャンパスと考え、各小学校の6年生代表にアーティストとなってもらい、夏休み期間、7月20日から7月31日に開催し、2011年開催の国民体育大会受け入れ準備として、向島運動公園新テニスコート付近から本村方面へ記念絵画をダイナミックに創作し、アート展、ギャラリーステーションといったようなネーミングで多くの方々に観賞していただくような企画を、国体受け入れ準備事業として若い世代のアーティストで創作してはどうでしょうか。不器用な私が申すのも何かとは思いますが、イメージは伝わったと思います。お伺いいたします。

以上で壇上にての質問を終わります。

議長（中司 実君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはスポーツ施設整備についての御質問にお答えします。

御質問にあります財団法人防府スポーツセンタープール施設は、昭和50年5月に完工し、これまで多くの市民の方々に利用され、好評を得てまいりましたが、今日まで28年という長い年月を経過しておりまして、御指摘にありますように、随所に老朽化が目立ってきており、最近の近隣市町村のプール施設と比べますと、利用者を引きつける魅力ある施設でないことは事実でございます。

昨年は従来から漏水がありました50メートルプールにつきまして、配水管及び配水弁等の修理を行うとともに、安全確認調査も実施いたしました。この結果、配水管からの漏水につきましては、ほぼ止まり、使用に支障のない程度にまで機能を回復いたしました。御指摘にありますプールの改修等につきましては、今後、庁内委員で構成されております体育施設将来計画検討委員会に諮り、全体計画作成の中で検討していきたいと考えておりますので、当面は利用者の安全に十分な配慮をし、小修理をしながら使用してまいりたいと存じます。

次に、プール管理棟につきましては、50メートルプールと同様、28年という長い年月により、外装の汚れと雨漏り等により、内装の損傷が随所に見られますので、建設時に補助をいただいた日本自転車振興会と協議し、財政状況を勘案し、プール管理棟の改修について検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 御答弁いただきましたけれども、要望が多くなると思いますが、最近では子どもたちの中には、アトピー性皮膚炎で悩んでいる者も多いようでありまして、

聞いてみますと、海水につかりますと炎症を起こすといったことで、淡水のプールでない  
と行けないといった声もあります。また、体に障害が生じた者がプールでリハビリをこな  
して回復をとということの目的、また、健康管理の維持を目的として、プールというものが、  
今、その利用効果が一般的には上がっているということも聞いております。そこで、市長  
さん、スポーツセンターの理事長として、ここ最近、スポーツセンターのプール及び管理  
棟を見学されたか、お手元に写真を届けておるんですが、この写真を見られて、先ほど壇  
上でも申されましたけれども、率直にどうでしょうか。まず、お伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も就任以来10回ぐらいは視察に行っております。それから、  
ひどい状態になっておりました、一部では危険ではないかとさえ感じた時期もございまし  
て、かなり、財政的に許される限り、綿密に検査も行いまして手当てをしたところでござ  
いますが、申し上げましたとおり、とてもとてもどうぞお越してください、快適にお過ご  
しくださいと言えるような状況でないことは十分承知しておりますし、恥ずかしく思ってお  
ります。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 私も同感なんです、市内にあるプール施設、学校関係、民間、  
合わせますと、調べるところによりますと、30を超える施設数にもなっております、  
その中で市民プールが果たして、市民プールとしてふさわしい上位のランクにあるのかな  
と考えたときに、今、市長が申されたように、とてもそのようには思えないわけでありま  
す。プールの収支からしても、約700万円が市の補助金で運営されておりました、使用  
料として今、大人が210円、子どもさんが100円いただいております、28年が経過して  
いる施設ではありますけれども、一応の料金をいただいております、市民プールとして  
ふさわしい施設に改善すべき時期にきているのではないかなと。特に、先ほどから市長  
も申されましたけれども、管理棟におきましては早急に改善すべきではないかと、  
そのような声も、最近では声が大きくなってこちらに届いております。

先ほど、冒頭申しましたが、このスポーツセンターの理事長は市長さんですので、先  
ほど庁内の検討委員会で諮りたいと。また、管理棟については、自転車振興会と協  
議をしていきたいという、そういう具体的な御回答が出ておりますので、よろしく  
お願いを申し上げます。

これは要望になるかと思っておりますけれども、市民プールの使用期間というのは、先  
ほど壇上でも申しましたが、夏休みの期間、40日間でありまして、その間、約2万3,000  
人の方が利用して、使用しておられるわけですが、そのうち2万人は子どもたちが

占めております。そこで提案なんですけれども、パネルに人気アニメを描いて、周囲のフェンスにとりつけていただけないかなと。こういったことをするだけでも子どもたちはきっと喜ぶのではないかと思いますので、これも検討してみたいと思います。

この件につきましては以上でございます。

議長（中司 実君） 以上で、スポーツ施設整備についてを終わります。

次に、向島運動公園の関連整備についてを、御答弁をお願いいたします。都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 港湾施設のパラペットに記念絵画を創作してはどうかという御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、このパラペットでございますが、国土交通省所管の海岸保全施設で、県が管理者となっております。また、津波、高潮などから市民の生命や財産を守る重要な施設であることから、加工あるいは占用などにつきましては厳しく制限されております。そこで県に問い合わせをしましたところ、県道と併設する区間につきましては、交通安全の面からも記念絵画を描くことは困難であろうとのことでございました。

向島運動公園の整備は来年度で完成の予定でございます。平成14年度には管理棟、駐車場等の整備を行っておりまして、今後は県道南側のテニスコート4面に夜間照明灯の設置、市民の森の整備等を行ってまいりたいと存じます。議員の熱意ある御提案は公園管理者にとりましても、景観向上に資すると同時に、市民に親しまれるものとなることも十分に考えられます。つきましては、管理者であります県と協議をしまして、実現できるものであれば努力をしてみたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 今、部長の方から、いわば港湾施設に加工、占用の申請ですか、そうしたものについては厳しく規制しているというようなことでありまして、県の方は交通事故等で困難であるという御回答ですが、この交通事故というのは、どうなのでしょう。ちょっとよくわからないんですけども、やはりこういった事例というのは各方面で、こういった占用といいましょうか、利用して、絵をかいておるところもあるんですが、その点について、県はどのように言っているんですか。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 御承知のように、向島におきましては、あの道路は幹線道路でございますし、かなりの交通量もございますし、いろいろ自動車を運転する場合に、やはり注意をそらされるようなことだと私は考えております。

議長（中司 実君） 2番。

2番(山下 和明君) それでは、この向島運動公園は、施政方針で15年度内にはほぼ整備完了されるということも明言がされたところでありまして、もう少し、私、熱意を持って伝えたいと思います。

2011年、山口国体の競技誘致には、本市においても積極的に競技誘致に対して今後取り組んでいかれると思いますけれども、誘致場所として向島運動公園で競技受け入れが望ましいわけでありましたが、しかし、できなくとも、想定できますことは、国体競技の練習地として使用していただくことも考えられるのではないかなと。そのとき来県されるであろう選手団、応援団、また観客の方々を、若い世代が中心となってパラペットにアートを、絵画を描いて、真心で受け入れる準備をしていく企画を提案しておるわけでありまして、国体受け入れ主母体は山口県でありまして、そう考えたとき、このパラペットは県の管理施設、港湾施設ではありますけれども、構造物を改造したり加工するわけではありませぬので、絵を描くことでもありますので、使用の許可が下っても当然だと私は考えるわけでありまして、県もきっとそういう意味で協力してくれるのではないかなと思います。

今、部長、そのように申されましたけれども、この海岸法というのがありまして、これを調べますと、海岸保全施設、先ほど部長申されましたけれども、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他海水の侵入、または海水による浸食を防止するための施設ということで、その中に、「海岸保全区域の管理は」ということで、「当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする」と。だから、この海岸保全区域に関する管理は、要するに県知事ということでしょうね。山口県となるわけでありますね。この海岸保全区域の占用というところを見ましても、読みますと、「海岸管理者以外の者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設、または工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない」と。県知事の許可を受けなければならないと。ここなんですよね。「海岸管理者は前項に規定しておる許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可をしてはならない」と。だから、交通事故が云々とか、そういうことを言われてもちょっとおかしいわけでありましてね。これからすると、私は使用許可というのがそんなに難しいとは思えないんですけれども、もう1回どうぞ、いかがでしょうか、部長。

議長(中司 実君) 都市整備部長。

都市整備部長(清水 義久君) 施設は海岸施設でございますけれども、道路と兼用しておりますので、その辺を県が重視しているんじゃないかと思っております。

議長(中司 実君) 2番。

2番(山下 和明君) もう一度聞きます。その交通事故というのは、要するに絵をかいたから交通事故ということとリンクするというのは、それとも、どういんでしょうか、絵画をかくことに対して言われるのか、交通事故という安全性のことを言われるのか、その点どうなんでしょう。

議長(中司 実君) 都市整備部長。

都市整備部長(清水 義久君) 恐らく運転をする場合において、注意が散漫になるというようなことではないかと思っております、この場合は。

議長(中司 実君) 2番。

2番(山下 和明君) 市長さんにちょっとお聞きいたします。私、市長さんには理解していただきたいと思って苦慮しておりますわけですが、今までのやりとり聞かれて、率直に、どのように受けとめられておるのか。お手元に、昨日、資料をお届けいたしました。インターネットで出したものなのですが、沖縄県の糸満市でも、この護岸に、キャンパスにして、九州・沖縄サミットを記念して、市と教育委員会が企画して、約144区画をキャンパスにして行ったというものもありますし、沖縄県の本部町においても、この大浜海岸に、キャンパスに200メートルにわたって絵画が続くシーサイドギャラリー、こういったものを取り組んでおるんですね。県内でも私、そういった事例があると聞いておるんですけどね。作品なんかもすばらしい作品が描かれております。近くでは、お隣の広島県の広島市の楽々園小学校、ここにおいても、裏が海といいたいでしょうか、護岸があるわけですが、多くの児童がこれに参加して絵画をかいているという、こういった写真もあるわけがあります。

それと秋田県の能代市においては、これは1,200メートルにわたってたくさんの壁画が描かれておるわけがあります。ですから全国各地、こういった事例があるわけがあります。そういったことで市長さん、率直にどのように受けとめておられるのかお聞きしたい。

それともう1点は、県に対して占用許可が出るように、市長さんの方から働きかけていただきたいと思います、いかがでしょう。

議長(中司 実君) 市長。

市長(松浦 正人君) 一つのアイデアといいますが、殺風景なところに潤いを与えていくという、そういう意味においてのアイデアとしては、私は非常におもしろい考えであるなと思っております。

私ももちろんよく通っておるところでございますが、あの護岸に、あの道路にそういうものを仮に描いていったとしたら、確かに目移りをしたり、いろんな事柄の中で、私は本

部を見たわけではございませんが、恐らく想像しますのに、沖縄の、バイパスが随分、昔の旧道と違いまして、旧道は確かに海のそばにあるわけですがけれども、随分バイパスが、それから50メートル、30メートル、山合いの方にバイパスができ、そこに立派な2車線ができて車が行き来しております。したがって旧道の方は比較的車の通行も少なく、ギャラリーとしての価値も、車をとめても邪魔にもならずということで、そういう楽しみにも使えるのかなと思います、想像でございますけれど。現地、見たわけではございませんけれども。

で、防府の、今の向島の場合には、例えばテニスコートをつくっております、あのせり出した部分の護岸にそのようなものが描かれるのかな。そうなったときに、今度はテニスコートとの整合性といいますか、テニスコートを利用される方々が喜ばれるような、和まれるようなものをやっていかななくてはいけないのではないかと。あるいは仮にやったとして、今度は、恐らくあの壁面というのはでこぼこの状態でしょうから、それを絵が描けていけるような状態にしていくにはかなりの経費がかかるでしょうし、また、そうした努力の後、絵を描いたとして、今度はそれをどなたが管理をして、最終的にそういうものは風雨にさらされるわけでございますから、その傷んだ後を、またよりきれいにしていくのはだれがやっていくのかというようなことなど、クリアしていかなければならない課題が幾つかあると思います。それらの課題がクリアされると確信が持てました段階で、県の方には十分胸襟を開いていただけるように話をしていきたい、そのように考えております。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 私の方も唐突にこういったお願いをしておりますので、即座によき回答というわけにはいかないのかもしれませんが。何度考えても、県との協議をしていけば、こちらの姿勢が前向きであれば、県はよしと、OKと、そうした許可は出してくれると私は思います。先ほどから理に反したことを言っているわけじゃありません。理に合っていることをそのまま率直に、2011年の国体誘致を防府にする場合、こういった若い世代で企画して、真心で受け入れていく一つの準備をしたらどうかという提案をしております。教育長にお尋ねいたしますけれども、例えば、もし仮にパラペットの部分に絵画展、絵画を描くことが許された場合、受け皿として対応ができるものなのかどうか、その点についてちょっとお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 突然御指名いただきましたので、お答えいたします。

先ほどからの市長並びに都市整備部長の回答にありましたように、規制が解かれ、そして可能となれば、先ほど、議員さんのアイデアは評価するに値するものであるかと思っ

います。長期休業中等に児童等をここに出向かせまして、この活動に取り組むということは、教育的な観点からしますといろいろと価値があるかと思っています。

1つは、この絵画作成に当たりまして、やはり郷土を愛し、または郷土の発展を願う心情が培われるという面もございます。また、私自身が一番、この活動に参加をし、この製作に励む児童たちに願いたいのは、社会参加するという意識、あるいは地域社会の一員という自覚を高めることにとっては非常にまた意味があるかと思えますし、また、この大きなキャンパスに向かって自分たちの夢なり、あるいは希望を描くということにつきましては、やはり表現力、あるいは情操を高めていく面でも非常に意味がありますし、また、お互いに協力してものをつくっていった場合の協調性も養われてくると。そういった教育的な評価をしますと非常に意味があるわけですが、先ほどの県の方の規制が解かれまして、そして本市でもって、これを実行して構わないというふうになれば、防府市教育委員会としましては、小・中学校の校長会にも諮りながら、特に長期の休業中を使いながら、こういった活動に励むように指導、あるいは依頼をし、また、いろんな面で支援をしていきたいと思っております。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 先ほど事例があると申しましたが、最近、県道を走っております。また大内、また阿知須方面、その県道の、新しく歩道部分に設置されたガードパイプ、正面から見たら何が描かれているのかよくわかりませんが、斜め方向から見ると、魚が描かれたり、水族館風で、そうしたものが積極的に設置されてあるわけありますので、その点についても協議の一つの事例として訴えていただきたいなと思います。

今、教育長さんの方からは、前向きなる受け皿がある、できると。例えば、このような許可があり、また県と市の、どういまいしょうか、合意、協定と申しまいしょうか、そうしたものがあつた上の話でしょうけれども、前向きなる御回答、ありがとうございます。

私は以前、世界の子どもたちが描いた絵画展を見学したことがあります。そうした作品は、子どもたちの人格や無限性、また可能性を感じる印象深い絵画展でありました。先ほどから提案いたしております企画は、文化、芸術の振興にもつながるものだと思います。どうか市長さん、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（中司 実君） 以上で2番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、9番、岡村議員。

〔9番 岡村 和生君 登壇〕

9番（岡村 和生君） 政友会の岡村和生でございます。通告に従いまして中心市街地活性化とアスピラートについて質問させていただきます。よろしく御回答お願いいたします。

中心市街地の活性化を目指して、防府市は平成12年3月に防府市中心市街地活性化基本計画を策定し、同4月に国、県で受理されております。その背景は、中心市街地の空洞化が進む中、商業者及び地域住民より中心市街地の再生の要請が高まり、官民一体となった中心市街地の再活性化の促進が強く求められ、歴史と文化の源であり、都市の顔であり、市民の共有財産である中心市街地に対して、暮らしの拠点、交流の拠点としての機能の再生とにぎわいの復活が強く求められるようになりました。そして、官民が一体となり、まちづくりに取り組むことが再活性化の実現への道と再確認されております。

さて、きょう現在、中心市街地活性化に向け、さまざまな人々、団体、行政が取り組み、行動が起こされております。私も活性化に向け行動を起こしている者であります。その意識を持って中心市街地活性化の一つの起点となる防府駅、てんじんぐちに立ってみますと、あまりにもてんじんぐち駅前が寂しく、こんな状況から本当ににぎわいの復活ができるのかと疑念さえ抱かざるを得ない状態に陥ります。特に夜は寂しい限りです。駅前の大きな建物、アスピラートが、静かに行く手をさえぎるようにそびえ立っているのが、その寂しさに拍車をかけております。アスピラートは中心市街地の活性化のための一つの機能として建設された、コンサート、演劇等の開催場としてのホールですが、現実を見据えた上で、現在進行中の中心市街地活性化策に協調したアスピラートの活用と運営ができないものでしょうか。既存の施設をより有効に活用、利用し、にぎわいを創出できないものでしょうか。中心市街地活性化の視点からアスピラートの今後の活用と運用について、3点を特に踏まえ、お答え、お願いいたします。

1つ、用途の拡大について。

1つ、1階市民スペースの活用について。

1つ、旧ティーラウンジの貸出規制と外からの直接出入り口の設置について。

まず最初の用途の拡大についてでございますが、アスピラートは中心市街地活性化策の一連事業としてコンサート、演劇、あるいは展示会等をより効果的に演出できるよう、かつ、その活動を推進することを主な目的とし、また、それによりにぎわいを創出しようとの意思のもとに建設されたと解釈しております。それは一般的に建設されているコンサートホール等の設置場所ではなくて、防府市の表玄関、防府駅の真ん前に建設した意図があったはずで、しかるに、きょう現在、当初の期待どおりの成果が得られているのでしょうか。私は十分に、その意図どおりに機能し、活用されていないと思います。だとするな

らば、本来の主目的は継承しつつ、その一部をほかの用途にも利用し、にぎわいを醸し出すことが必要で重要なのではないのでしょうか。例えば2階の展示用途ルームの一部を削減し、先日、駅北再開発ビル公共施設市民アンケートの結果等で示された市民ニーズにこたえる場に提供するとかの用途拡大です。

また、一方で、2階の展示会催しの際は夜間使用がほとんど見受けられません。その理由は利用料金との兼ね合いと思われるのですが、活性化、にぎわい創出が伴うまでの特別措置として、夜間利用料金を格安にするとかの用途拡大策を講じたらいかがでしょうか。

2番目に、1階市民スペースの活用についてでございます。現在、大半の日が夕方の5時半に閉館となっております。この1階スペースはほとんど規制のない、市民のために開放されたスペースと聞いております。なのに利用申し込みがほとんどない状態のようです。その理由は、無料で使用できることを市民が知らないからではないのでしょうか。その通知が行き届いていないのではないのでしょうか。先日、勤労青年で音楽活動もしているグループにこのことを聞いてみました。無料で夜間使用できるのであれば、定期的にもお借りしたいが、という返事ございました。1階スペースの活用は積極的に仕掛けていけば、数多くの利用申し込みがあるのではないのでしょうか。にぎわいが醸し出せるのではないのでしょうか。

一方の市政側から見てみると、例えば1階スペースの一部に行政情報サービスコーナーを設けてみてはどうでしょうか。あるいは、市長直轄の、市長への直接相談受付コーナー等、そういったものを設けてみてはどうでしょうか。また、旧山銀天神営業所に設置されたまちづくり活動拠点施設、現在、夜9時まで開放されておりますが、そことの連携をもって当1階市民スペースの利用促進を図ってみてはどうでしょうか。

3つ目の旧ティーラウンジの貸出規制と外からの直接出入口設置についてでございますが、アスピラート本館の開閉にかかわらず、当ティーラウンジが利用できれば、利用客はふえると思います。現在はアスピラートが閉まっておればティーラウンジに入る方法はありません。直接出入りできれば、にぎわいの創出はできると思います。ぜひ直接の出入口の設置が必要と思いますが、いかがでしょうか。少なくとも駅の真ん前の建物ですし、夜9時までの明かりは欲しいものと思います。

以上、よろしく御回答、お願いいたします。

議長（中司 実君） 5番、岡村議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 中心市街地活性化とアスピラートについてお答えします。

市民の文化活動の拠点となる地域交流センターアスピラートは、防府市の文化交流を目

的として、人の交流による駅前のにぎわいの創出と市民の文化活動を支援するために、さまざまな機能を持たせた施設であり、中心市街地活性化の一端を担っています。議員御指摘の用途の拡大につきましては、アスピラートは文化施設であり、他の機能の導入は考えておりませんが、平成13年4月から、駅前のより一層のにぎわいの創出のため、物品販売等の使用制限を緩和し、利用率の向上を図っているところであります。

1階の市民スペースの活用につきましては、交流、情報交換、憩いの場、あるいは市民ホールや展示ホールに関連したイベントにも使われており、施設管理上及び経費節減等の理由で、音楽ホール等の行事がないときには消灯しているところであります。

次に、地域交流センター内のラウンジにつきましては、ラウンジは地域交流センター利用者のための必需施設と認識しておりますので、昨年12月議会で利用料金を軽減し、経営者を公募しましたところ、4件の申し込みがあり、先日経営者を決定したところであります。なお、営業は4月から開始される予定であります。

また、外からの直接出入り口につきましては、ラウンジが建物と一体となっているため、建物の設計、デザインにかかわること、ラウンジの前に橋をかける工事、あるいは風除室を設ける対策が必要であることから、出入り口を新設すると相当な経費が予測されます。この御提案については、今後研究したいと考えております。

いずれにしましても文化の拠点となる地域交流センターアスピラートは、中心市街地の活性化に果たす役割が大きいことを認識し、管理運営に鋭意努力してまいりたいと存じます。

なお、防府駅天神市街地再開発事業で計画しております公共公益施設につきましては、市民ニーズにこたえるべく、日常生活を支援する施設の導入を考えており、現在、公共公益施設検討懇話会で内容を検討していただいているところです。文化施設であるアスピラートとは性格が異なるものと思いますが、相乗効果が図られるよう配慮し、にぎわいを創出することにより中心市街地活性化を推進したいと考えております。よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） どうもありがとうございました。先ほどアスピラートの、特に夜のことだろうと思われませんが、維持、管理には大変経費がかかったというふうにお答えいただきましたけれども、私も前に、以前は夜も開放して開けていたんだけど、いろいろな不都合があって閉めたとお聞きしております。どういったことが一番の理由だったのか、もしお答えできればお願いいたしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 夜間の開放時間を短縮したということでございます。今、議員御指摘のように経費の節減も一つはありますが、特定の人が夜あそこに入ってきて環境上よくないと、そういう状態が少し見受けられましたので、それを考えまして、夜間に利用がないときは早く閉めるというふうにしております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 利用がないというときは、いわゆるあれは開放されたスペースだというふうに一方で私は聞いているんですけども、特にあそこで、きょう、例えば何かをしたいという申し込みがなければ、閉めるということなんでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 利用がないときは閉めております。5時半になりましたら一応閉めるということでございます。といたしますのが、夜間に特定の人が入りまして、そういう利用者じゃない方の集まり場所等になるようなのが見受けられますので、そういったことで閉めております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） そのことはわかりましたんですけど、にぎわいを今、創出しようとしているんなところでいろんなボランティア、あるいは市民の団体の方が一生懸命になっているきょう現在でございます。そういう時期に、今の中心市街地の起点であります防府駅前があまりにも早くから電気を消して、でも市街地活性化でみんなやるんだよというのは、どうも姿勢に全然欠けているような気がしてしょうがない次第でございます。利用者がいないから閉められるということも一方では理解できるんですが、何とかあそこに、特に夜は明かりをともして人の交流が図れるような積極的な動きをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。一定の、例えば酔っ払ってあそこで酒を飲む人だけが入ってくるからということは、ほかの人が入ってこれない理由にもなりますし、じゃ、その人たちのために開けているわけではないので、館内飲酒禁止とか、そういうことの処置はとれないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） 先ほどの市長の答弁の方にもありましたように라운ジの経営者を募集いたしまして、既に経営者も決定したようでございますし、4月から開業していただけるということですので、そのあたりも含めまして利用者がふえてくれば、財団の方にもお願いしてみたいと思います。

財団の方としましても、財政的なものもありますので、利用が少ないときは経費の節減ということもありまして、現在はそういう状況になっておるということでございます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） おおむね教育次長がお答えしたところでございますけれども、確かに議員が御指摘になられることも一面理解できるところでございます。また、市民からもそういう声が寄せられているのも事実でございます。それから同時に、表現上「特定の人」という言い方をしておりますけれども、風紀上、非常によくない状態が1階の一部で見られたりしたようなことも現実、事実でございますし、また、常に休憩目的の特定の人が、夏は涼しい、冬は温かいという施設ですから、そこでくつろいでしまうというような状態もかいま見られたところでございます。

しかし、反面、あの中には、山頭火の部屋、あるいは大村能章の部屋というように、大変大きなお金をかけた施設もあの中にはあるわけで、それらが果たして有効に活用されているかどうかということになりますと、疑問な点も、私なりにも感じているところであります。

そこで、今、教育次長も申しましたように、あの中の喫茶ルームがこの4月から、また新たな意欲でもって経営される経営者の方がお入りになるようでございますので、そういう状況などもよく勘案いたしまして、今一度、どういうふうな、特に夜間の活用方法があるのか、それは議員御指摘の、喫茶ルームを外からの出入りをできるようにしたらどうかということとも微妙にリンクしてくるところもございまして、そこいらとの経費の問題、あるいはその効果の問題、あるいは懸念される事柄に対する対応の問題等々、研究をさせていただきたい、そのように思っておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 積極的に検討いただけるというふうに理解いたしましたけれども、どうかよろしく願いいたします。ぜひ、例えば一番感じるのは、夜に入って暗くなつてからのてんじんぐちに立ったときのあの寂しさでございます。駅前には立派な植樹があり、公園もしてあります。街灯もとっております。どうかアスピラートが憩いの場に、夜になつても人が集まるような場所になるように、ぜひいろんな方策をとっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（中司 実君） 以上で9番議員の質問を終わります。

---

議長（中司 実君） 次は、22番、広石議員。

〔22番 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） それでは、通告に従い順次質問をさせていただきます。執行部の皆さんの誠意ある御回答を期待いたすところでございます。

まず、教育行政について、3点の質問をさせていただきます。

初めに、学校における分煙についてお伺いいたしたいと思います。厚生労働省は、平成12年5月から開始した、21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる「健康日本21」において、「たばこはがんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である」との認識のもと、一つにはたばこの健康影響についての十分な知識の普及、一つには未成年者の喫煙防止、一つには受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり、一つには禁煙希望者に対する禁煙支援についての具体的目標設定を行い、推進しているところでございます。

この中で特に申し上げたいのが、次代を担う子どもたちから受動喫煙の害を排除、減少させるための環境づくりとしての分煙でございます。喫煙者が吸っている主流煙や吐き出す煙と比べ、たばこの先から立ちのぼる副流煙には、タール3.4倍、ニコチン2.8倍、一酸化炭素4.8倍、アンモニア50倍、発がん物質のジメチルニトロサミンは100倍もの有害物質が含まれているとの調査報告もあり、たばこの害は、むしろ副流煙が周囲の人に及ぼす被害の方が大きいと言えます。健康増進法案が昨年7月25日、国会で可決をされましたが、この法案の第25条には、「官公庁施設、学校体育館、集会場、事務所、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙（すなわち室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために、必要な措置を講じるように努めなければならない」という記述があります。努力義務規定ではありますが、受動喫煙の防止努力が法的に義務づけられたのは大きな前進であります。平成15年5月1日の施行が待たれているところでございます。

このような状況の中、和歌山県教育委員会は昨年4月1日から県内すべての公立学校で、学校敷地内全面禁煙を実施し、全国初の試みに高い評価がされております。また県内に目を移しますと、小郡町教育委員会においても本年1月から小・中4校で学校敷地内全面禁煙に踏み切っておられます。校舎内での禁煙方針は幾つかあるものの、これらの取り組みは子どもの受動喫煙の防止推進が求められる中、先進的な対策としての高い評価を受けております。

分煙には時間をかけてのコンセンサスも必要だと推測されますが、本市におかれましては、学校教育の面からも、また次代を担う子どもの面からも、学校敷地内の完全禁煙を実施されていくべきだと思いますが、教育委員会におかれまして、学校の分煙化についてはどのように対応されているのか、御所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、中学校給食の取り組みについてお伺いしておきたいと思います。平成13年11月の防府市行政改革委員会の答申に沿い、中学校給食の実施については、小学校給食とあわせて総合的に検討され、その早期実現に取り組んでおられるところでございますが、平成15年度の具体的な取り組みと今後のスケジュールはどのようになっているのか、御所見をお伺いしておきたいと思います。

次に、公民館でのIT活用について御所見をお伺いしたいと思います。今回、市内15地区の公民館に平成15年度新規事業としてパソコンが配置され、ITを活用できる環境が整いますことは、高度情報化時代のあるべき姿として好ましいこととあります。インターネット等を活用することにより、必要なとき、必要な情報にだれでも自由にアクセスし、利用することが可能ですが、各公民館での利活用の具体的対応についてどのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

次に、県央中核都市形成について、なかんずく県央2市4町の合併への取り組みについてお伺いしたいと思います。今、21世紀を迎えて、日本社会はいろいろな面で大きな転換期を迎えております。そうした中、地方自治体の構造改革に当たるとも言われている、地方分権一括法という法律が1999年6月、国においてつくられ、今、全国で市町村合併の動きが加速しております。合併する自治体に財政上の特例などを与える市町村合併特例法の期限まで、あと2年と迫り、全国では市町村の約8割が合併に関する何らかの検討組織に参加するまでに至っていると伺っております。

このような動きの中で山口県内におきましても本年4月21日、県内のトップを切って徳山市、新南陽市、鹿野町、熊毛町の2市2町による周南市が誕生するのを始め、他地域でも法定、任意の合併協議会が設置されており、それらは56市町村のうち約71%に当たり、全国平均50%を大きく上回っている状況であります。

こうした状況の中で、新聞報道によりますと去る2月27日、小郡町のふれあいセンターで開催された任意合併協議会において、県央部2市3町の仲間入りを表明されていた阿知須町、飯田宏史町長が「中核都市形成を目指す2市4町の枠組みの夢と志が一致する最良の選択と判断した」と見事な決意を表明され、阿知須町は3月8日に開催されました、第1回山口県央部合併協議会に参加されました。このことにより事実上、県央部2市4町の合併に向けての本格的な議論がスタートし、今後、市長を先頭に法定協参加者のリーダーシップが期待されるところであります。

御承知のとおり、今回の平成の大合併は、かつての明治時代の合併、昭和時代の大合併が国主導の色が強かったという面から、この2つの経験とは違う理由から始められていると思うのであります。その動機になったのは介護保険だと言われておりますが、私はむし

ろ、広く、生活者の政治基盤の形成と考えた方がいいのではないかと認識いたしております。

そのように見ますと、今回の県央部 2 市 4 町の合併の意義は、ある意味で将来山口県を背負っていかねばいけない大きな役割を担っている大事業であると思います。それだけに、これからの法定合併協議会に当たっては、生活者の立場、市民の立場に立たれて、今回のこのチャンスを防府市民のために、防府市のために何としても成功させていただきたい、成功させていかれるべきと思うのでありますが、当局の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、2 市 4 町の合併に関連した法定合併協議会の中でこれから論議されていきます、新市建設計画について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、新市の庁舎建設問題についてでございます。昨日も一般質問で取り上げておられました。御案内のとおり、県央部 2 市 4 町には、それぞれが地の利を得られた特筆すべき地理的条件を持ち合わせていることは申し上げるまでもありません。それだけに、この問題についてそれぞれが持っている特色を前面に出され、我が地域への庁舎建設を望まれますとするならば、庁舎建設は大変難しくなってくる問題と思われましますし、そのことに執着されると、せっかくの 2 市 4 町の合併推進も大変難しくなることが懸念されます。

そこで、私どもの提案でございますが、2005 年 3 月がタイムリミットであることを思えば、限られた時間内での協議であります。新市庁舎の建設については、それぞれの地域の特色、立場を乗り越えて、2 市 4 町の真ん中で便利のよいところへ新市の庁舎を建設され、その新しい庁舎を中心に 2 市 4 町の新しいまちづくりに取り組んでいくことを法定合併協議会で検討されるよう提案されたらと思うのでありますが、これに対する御所見をお伺いしたいと思います。

引き続き、新市の名称について御所見をお伺いしたいと思います。御承知のとおり、名は体をあらわすと申しまして、大変大事な問題であります。今日まで全国の合併された市町村で、新しい市の名称をどうするのかという問題につきましても大変な議論が繰り返されているようであります。県央部 2 市 4 町の新市の名称につきましても相当な議論が繰り返されることが想定されますが、2 市 4 町の合併は対等合併でありますことから、早い時期に広く 2 市 4 町の住民の皆様方に公募という方法で新市名を決められるのが一番よい方法だと認識いたしております。法定合併協議会での新市の名称につきましても、公募方式で速やかに決定されることを提案されたらと思うのでありますが、これに対する御所見をお伺いしたいと思います。

最後に、県立工業高等学校設置提案について、当局の御所見をお伺いしたいと思います。

ます。現在、山口県内に工業高校は12校で、総定員数は1,665人であり、定時制は4校で、総定員数は160人であり、専門学校は2校で、総定員数は320名と伺っております。こうした状況を山口県の地域別に見てみますと、岩国工業の160人、柳井工業の80人、田布施工業の80人、下松工業の160人、徳山工業の120人、南陽工業の160人、宇部工業の200人、小野田工業の160人、美祢工業の80人、下関中央工業の160人、下関工業の200人、萩工業の105人であります。定時制工業高校は下松、宇部、小野田、下関の4校であり、それぞれ定員は40人であり、全体で160人あります。

このような状況からわかりますことは、合併が進められております県央2市4町の地域内に、こうした県立工業高等学校が1校もないということであり、将来のこうした面での人材育成の面からも、ぜひとも2市4町の中に県立工業高等学校の建設を提案されていくべきと思うのでありますが、これに対する当局の御所見をお伺いし、壇上からの質問を終えます。

議長（中司 実君） 22番、広石議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは中核都市形成についての御質問にお答えいたします。

県央中核都市形成にあたり、法定合併協議会に臨む姿勢についての御質問ですが、御承知のとおり、法定合併協議会は地方自治法及び合併特例法に基づく関係市町村による協議会で、合併に関するあらゆる協議を行う場であり、調整する機関であります。県央部の広域合併の意義は、議員御指摘のとおり、将来において責任が持てるまちづくりを行うことであると認識しております。今後、法定合併協議会の中で、それぞれがお互いの立場を尊重しながら、大所高所から胸襟を開き、小異を捨てて大同につくという基本姿勢を貫き、山口県の発展をリードする県央中核都市実現に向けて、引き続き鋭意努力したいと考えております。

次に、新市建設計画についてお答えいたします。最初に新市の庁舎についてのお尋ねでございますが、昨日の御質問でもお答えしたとおりでございますが、合併協定項目中、特に重要で時間を要する調整項目である新市の庁舎につきましては、例えば先行市の例では、小委員会を設置し、そこで庁舎の位置や機能のあり方などについて事前に調査、検討される例が多く見受けられるところでございます。当県央地域におきましても、今後、法定合併協議会の中で、新市の庁舎のあり方などにつきましては同じような方式がとられると思いますので、新庁舎の建設についてはそれぞれの地域、立場を乗り越えて、2市4町の真ん中で便利のよいところへの広石議員の思い、御提言もその方策の一つとして検討して

まいりたいと思います。

また、新市の名称の決定についての具体的な手法を御提言をいただきましたが、これにつきましても、小委員会を設けて事前に協議されることがほとんどの先行市ではなされております。私は公募も市民の意見を反映させる有効な手段の一つと考えておりますので、今後とも皆様方の御意見を十分尊重しながら、法定合併協議会の場で調整したいと考えております。

最後に、県立工業高等学校設置の提案についてのお尋ねでございますが、広石議員御指摘のとおり、少子・高齢化、社会の構造改革など、我が国の社会経済の潮流が大きく変化する中で、ますます地域における人材養成の場としての高等教育機関等の役割が重要になってくるものと理解しております。

私もかねてより、産業や工業の集積するこの県央地域において、産官学の連携した地域づくりが重要になってくると認識し、この県央地域に県立の工業高校の必要性を痛感しております。機会あるごとに申し述べてきておるところでございます。今後、県御当局とも検討協議を進めるなどして具体的な取り組みへと向かっていけるよう努力してまいりたいと思いますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） それぞれ御回答をいただきましてありがとうございました。

2市4町の合併の問題でございますけれども、いろんな見方、いろんな批判はあろうと思いますけれども、私たち現在、防府市の恩恵を受けております。自然と、そして地理的条件に恵まれて、山口県の産業筋の真ん中にあるという、このすばらしい大防府市の、今、私たちは恩恵を受けているわけでございますけれども、歴史を振り返ってみますと、明治35年防府町から昭和11年の防府市、5万1,400人、そして昭和26年の7万1,000人、昭和30年の9万6,800人と、やはり合併を繰り返して今日に至ってまいりました。その合併をするときに、やはり先般来からいろいろ御意見がありましたように、批判も御意見もあったと思います。が、しかし、今はそうした先人たちのおかげで、こうした恵まれたすばらしい国土で私たちは恩恵を受けていることができるわけでございます。感謝する次第でございますけれども、これからまた新しい時代に向けて、防府市が2市4町の中で大きな防府市に生まれ変わろうとするチャンスでございますので、どうかひとつ、途中で挫折されてさじを投げられることのないように、やり通すという決意で防府市のために闘っていただきたいと思っております。

これは、私、単にしゃれ言葉で言っておるのではなくして、近くでは周南2市の周南市

が誕生いたしましたけれども、市長、御案内のとおり、周南市が誕生する寸前、昨年  
の11月、熊毛町で合併賛成の方と合併反対の方と、いわゆる山口県の合併を決める関が原  
のような戦いが熊毛町で、あの小さいところで展開されました。合併するまでの議会の勢  
力は、18でございました。賛成の方が10名で、反対の方が8名だったと伺っておりま  
す。が、しかし議長は中立的な立場ということで、9対8ということで、その成り行きが  
注目されましたけれども、結局は議会の解散を求めるリコールが成立いたしまして、11  
月6日の告示で、11月10日の投票日で熊毛町の選挙が再び行われました。その結果、  
賛成派から10名、反対派から13名の方が立候補され、23名で新しい定数16をめぐ  
っての熾烈な選挙戦が行われました。結局、選挙が終わりました結果、賛成の方が10名、  
反対の方が4名、慎重派が2名という形で、この4月21日に周南市が誕生する運びにな  
ったわけでございます。

2市4町の合併は先ほど壇上で申し上げましたように、将来、山口県にとってかわるま  
ちづくりだと私は思います。それだけに、それ相応の反対といえますか、批判もあるかと思  
いますけれども、そういう意味で熊毛町を今、例に挙げてお話ししているわけございま  
すが、そういうケースも場合によってはあるかも知れませんが、どうか心ある  
住民の皆様方とスクラムを組んでいただいて、そして昨日も答弁されておりましたけれ  
ども、正しい情報をいち早く、どんどん流していただいて、正しい情報を市民の皆様方にお  
伝え願いたい、このことを要望しておきたいと思っております。

次に、新市計画の中での庁舎の建設でございますけれども、抽象的に申し上げましたが、  
御案内のように各地域はみんな立派な特色を持っておられます。私のまちには飛行場が一  
番近い、私のまちには新幹線がとまるんだ、私のまちには県庁があるんだ等々、そういう  
ことを前面に出されて、庁舎の建設の奪い合いになったら話は難しくなると私は思います。  
取り返しはつきませんけれども、今の山口県の県庁そのものが、あの山の奥にあります。  
山の奥という言い方は悪いですが、防府に建設をしたらどうかという事実もありま  
したけれども、その当時私はかんでおりませんので、どういう事情で山口に設置されたの  
かわかりませんが、私は今、振り返ってみて、山口県の大きな流れの中で、山口の  
奥にやっぱり県庁をつくったということは、ある面では大きな間違いと言えども、間違い  
ではなくして、やっぱりまちづくりは、防府にできておれば、また違った形の山口県がで  
きたんではないか、取り返しのつかんことですが、夢物語でそのように思っております。

事ほどそのように、この2市4町の庁舎をどこに建てるかということは、将来の山口県  
を代表する重要な問題だと思っております。そこでやはり、るる申し上げましたが、慎重に自分  
の立場、地域を乗り越えて、庁舎の建設については真剣に取り組んでいただきたいと思います、

このことを要望しておきたいと思いますが、私の要望に対する市長の見解を伺ってみたいと思います。

それとつけ加えて申し上げたいのは、やはり先般も市長、回答しておられましたが、2市4町のこうした問題の話の中で、都市計画の問題というのは、やはり避けて通れないと思います。しかし、防府市は先見の明があったのかどうなのか、まちのスプロール化を防ぐという意味で、早い時期から線引きを行って、秩序あるまちづくりに取り組んできました。ところが県庁所在地だといいいながら、その県庁所在地の山口市は模範を示さなければならぬまちでありながら、いまだに線引きのせの字もようやらない。逆にスプロール化して、線引きができる状態ではございません。法定協議会の中で、それは大きな問題になって取り組んでいかれるだろうと思いますけれども、タイムリミットの中を考えてみますと、山口市は2003年で線引きができるような状況ではないと思います。殊さらそのように一長一短ありますので、我が田に水を引くような思いでこの庁舎の問題に取り組まれますと非常に難しい問題になるということを申し上げておりました。したがって、新しい2市4町のまちづくりのために、私は真ん中にぜひつくっていただきたいことを要望しているわけでございます。それに対する御所見をいただきたいということでございます。

名称につきましては、これは早くからうわさでは西京市がいいんだと。京都に次いで大内文化だから、西の都は山口だ。だから、西京市でいいと。西京(サイキョウ)とは最も強いとも聞こえる。だから西京がいい。あるいはまた、毛利文化よりも大内文化の方が早かったから大内市がいいとか、いろんな好き勝手なことをおっしゃっておりますが、もう私はそれはどうでもいいと思うんですけれども、そういう新しい名称につきましては、申し上げたように、市長も賛同されましたが、2市4町の住民が決める問題です。ぜひ公募方式で決めていっていただきたいと思います。

そこで、ぜひとも守っていただきたいことは、防府には、防府というすばらしい名前がございます。各都市にございますけれども、この防府という名前だけは、ぜひとも新しい新市名をつくられる中で残していっていただきたい。このことは、大きな合併の条件に、住民の皆さんが協力される条件になろうかと思えます。私もそう思います。防府の名前が消えるということは、ことして市制67年か8年かわかりませんが、防府の名前が消えるということは、その先人の歴史が消えるということになります。私は防府の名前を絶対に消してはならないという意味で、防府の名前を残しながら、2市4町の住民の方々に新しい市の名称は決めていただくということで取り組んでいっていただきたいと思えます。これも市長の御所見をお伺いしたいと思えます。

以上です。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一つ一つ全くごもっともで、全く同感でございます。投げ出すことはありませんし、どうか引き続き力強い御支援をいただきたいと私の方よりもお願い申し上げたいと思っております。

ところで庁舎の位置の問題につきましては、壇上からも申し上げましたとおり、いろいろな意見が、また議員が御指摘のように、それぞれいろいろな地域からいろいろなお話が、これはもう降ってわいてくるであろうと想像しております。そういう状況の中で議員の御提案というものは、確かに一つの選択肢であり、また、考慮していくべき一つではないか、そういうふうにも考えているところでございます。それから市名の中に どういうふう  
に理解をすればいいのかわかりませんが、おおよそ言われんとする意味は通じております。防府という名前が消えていくことのないようにということは多くの市民からよく言われていることでございます。防府市の責任者として、法定協の中に出ていく立場の者でございますので、市民のお考えに沿えるように頑張っていくことは言うまでもないことでございます。一生懸命努力をしてみたいと思っております。名前が消えるという意味がどう  
いう意味であるかということは、私なりの解釈をさせていただいての上でお許しをいただきたい、このように思っております。よろしく願いをいたします。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 大変な労作業であろうかと思いますが、防府市の大発展のために汗を流していただきたいと思います。特に法定協に参加される皆さん、どうかそういう思いを持って、よそに負けないように言うべきことはしっかり言っていくということで御活躍していただきたいと思っております。

私ども、この議会の中で、それとは別に、この2市4町の合併推進のための後援会をつくるという話が議員間で出ております。「広石君、つくれ」ということでございますので、2市4町の議員に働きかけて、違った面での合併推進法定協議会をつくって応援してみたいと思っておりますので、よろしく願いして、この面での質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、中核都市形成についてを終わります。

次に、教育行政について答弁をお願いします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 私の方からは、教育行政についての御質問にお答えいたします。

まず、学校における分煙についてお答えします。

議員御案内のとおり、健康増進法が成立いたし、受動喫煙の防止について規定されてお

ります。これを受けまして昨年9月、児童・生徒や教職員の健康管理面から改めて喫煙のあり方や、健康増進法の周知のため、市内全小・中学校に喫煙の現況調査を実施したところでございます。

この調査によりますと、教職員の喫煙率は14.7%で、喫煙場所としては各学校まちまちですが、建物の外や廊下及び休養室を喫煙場所と指定し、喫煙している状態となっております。また、各学校の今後の取り組みといたしましては、喫煙するときは引き続き指定された場所で喫煙するが、学校内では喫煙しないよう努力する等の調査結果が出ております。

このように喫煙者の方が工夫され、指定された場所での喫煙により、児童・生徒や非喫煙者に配慮されていることから、受動喫煙の防止に対する意識も高まっているようにございます。教育委員会としては、まず教職員の協力を得て、施設内での禁煙に努めていきたいと考えております。次に、将来的には、来校者等、外部の関係者にも協力を得て、学校敷地内を完全禁煙とするよう協力してまいりたいと考えております。

次に、中学校給食の取り組みについてでございますが、これからの防府市の学校給食の基本方針は、昨年お配りしました、「今後の防府市の小・中学校給食について」というリーフレットに記載していますように、小野及び富海は小・中の親子方式、野島は現状のまま、その他の学校については、中学校は共同調理場（センター）民間委託方式、小学校は給食調理員の退職状況を勘案しながら、共同調理場（センター）民間委託方式に順次移行することとしております。

平成15年度の具体的な取り組みと今後のスケジュールはどうかということですが、小野及び富海は、平成16年度から供用開始をする予定で新年度予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。ハード面については、小野中学校は受け入れ施設の準備、また、富海中学校は小学校の給食室を当分の間、現状のまま使うことにしておりますので、小学校の給食室の衛生関連の整備や中学校への渡り廊下の新設を予定しております。また、ソフト面については、条例、規則の制定、学校とPTAとの組織づくりなどを計画しております。

その他の中学校については、このたび、防府市小・中学校給食基本計画を策定しましたので、この計画に沿い、具現化に向け努力してまいります。共同調理場（センター）は、市内に2カ所設け、調理棟は小・中学校別々にする予定としております。開設までにはさまざまなハードルがございますが、ハード面についてはできるだけ早い時期に用地の買収を終え、建設に向け県教委や防府環境保健所との協議に取りかかりたいと思います。ソフト面については、学校関係者、保護者、学識経験者などで構成します（仮称）防府市学校

給食実施協議会を設置し、実施に関して具体的な事柄を協議していく予定としております。

最後になりますが、公民館のIT活用についてお答えいたします。今日の地域社会の発展には情報化が不可欠であり、市民サービスの質的向上と、活力のある地域社会づくりに向けて高度な情報通信基盤の整備や通信システムの整備を通じて、地域情報化を推進するための環境づくりが必要となっております。そのため15年度から地域における生涯学習や住民活動の拠点であります15の地区公民館と防府市文化センターにインターネットを導入し、パソコンを活用しての情報収集や発信、並びに情報交換等を行なうことにしております。今後は情報化に対応できる人材の育成が急務でありますので、まず、公民館職員に対して情報機器の操作や情報通信ネットワークに関する研修を実施するとともに、市民の皆様にはITに関する市民教養講座を開くなど、地域における情報化を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 中学校給食の問題につきましては、おおむね了とさせていただきたいと思っております。ただ、開設に向けて、これからいろんな問題をクリアされていくようでございますが、中学校給食、全体的にはいつごろ開設される目標でいらっしゃるのか、平成17年度には開設したいと思っていられるのか、遅くとも18年度には開設したいという決意があるのか、その辺がありますれば、もう一遍、御回答をいただきたいと思っております。

それから禁煙でございますけれども、ぜひ、よいことでございますので、やはり私は学校の敷地内での先生の喫煙はやめていっていただきたいと思っております。外来者に対しては将来的にという、ちょっと遠回しの御回答であったように思いますが、外来者につきましても、先生方が敷地内で禁煙されるのであれば、外来者もやっぱり並行して、即時に私は禁煙していただくように努めていただきたいと思っております。

一昨日ですか、ニュースを見ておりましたら、これはちょっと遠いところのさいたま市の例ですけれども、教育長、民間で十何戸ぐらいのマンションをつくられて、さいたま市で貸し出されました。その条件は、室内での全面禁煙です。喫煙をされたら敷金は没収すると、こういうことを条件に、民間でもやっぱり禁煙ということを条件に、そのマンションの貸し出しをされております。私、でたらめを言っているのではないんですよ。調べられたらわかります。さいたま市で、民間のマンションをそういう条件で。もうそういう時代だと思っておりますので、どうか、もうやっているところもありますので、子どもの教育のためにも早期に実現していただきたい、これを要望して終わります。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。中学校給食の開始についての御質問でございましたが、共同調理場（センター）の建設用地の取得が今から必要になってまいります。何分、相手様がいらっしゃいますので、今、この段階ではっきりと断言はできませんけれども、平成17年度から、遅くとも18年度には一部供用を開始したいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

議長（中司 実君） 以上で22番議員の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は25日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

午前11時40分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年3月11日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 今 津 誠 一

防府市議会議員 河 村 龍 夫